

農薬ガスまたはペレットによる燻蒸

適用範囲

本作業指針シートは ILO 化学物質管理ツールキットの一部で、管理段階 2 (農薬) の個人用保護具が必要なときに使用する。本作業指針シートは、農薬を扱うための規範を示す。農薬の燻蒸に係わるすべての作業で、本作業指針シートに従うこと。本作業指針シートはまた、農薬被害を防止するために従わなければならない注意事項も示す。国ごとに、行政機関 (環境局) が特定の燻蒸剤に関する規則を決めている場合がある。本作業指針シートは作業者の健康を守るための最低限の基準を示すが、製品ラベルに書かれている基準より低い管理基準を正当化するために、本作業指針シートを使ってはならない。製品ラベルに詳細な注意事項が記載されている場合は、その指示に従うこと。

作業場

- 作業者は自分が作業することを周辺の人に知らせること。
- 燻蒸中と燻蒸後に、燻蒸場所に誰も入れないこと。
- 入口に立ち入り禁止の標識を表示し、燻蒸場所に入ることの危険性を知らせること。また、安全が確認されるまで標識を取り除かないこと。

計画 (環境)

- 燻蒸剤は安全な場所に保管する必要がある。保管場所は、乾燥して直射日光が当たらず鍵を掛けられること。また、こぼれたものが回収できることを確認すること。
- 燻蒸剤を使うための計画を作成すること。
- 燻蒸する場所へのすべての通路が閉鎖できるか確認すること。
- 燻蒸を始める前に、燻蒸する場所に人がいないのを確認すること。
- 燻蒸剤の必要量を計算して、その分だけを使うこと。

農薬の燻蒸

ガス／蒸気

- ガスボンベに接続する前に、ガス管の全部を設置し、カバーをかけること。
- 建物の入口のできるだけ近くに、ガスボンベを立て確実に固定すること。
- 一定流量で燻蒸ガスを放出すること。ガス管に凝結が発生した場合は、それが消えるまで燻蒸を一時停止すること。
- 部屋の中が必要な濃度に達したら、ガスボンベからガス管を外してプラグをガス管に取り付けること。決まった期間が経過するまで、部屋に誰も入れないこと。
- 製品ラベルに、特に何も書かれていない場合は、清潔な綿のオーバーオールを着用すること。
- 防毒マスクが必要な場合は、使用する燻蒸剤に適したカートリッジが取り付けられているか確認すること。詳細は、供給業者に尋ねること。
- 部屋に入れられない理由、処理日、処理日数を書いた標識を表示すること。

ペレット

- 必要な量の燻蒸ペレットを用意すること。
- 出口から最も離れた箇所から出口に向かって迅速に作業すること。
- 製品ラベルに特に何も書かれていない場合は、清潔な綿のオーバーオール、手袋、安全靴、および防毒マスクを着用すること。
- 防毒マスクが必要な場合は、使用する燻蒸剤に適したカートリッジが取り付けられているか確認すること。詳細は、供給業者に尋ねること。
- 燻蒸ペレットを穀物貯蔵庫や供給部に置く場合は、防毒マスクを着用すること。
- 燻蒸粉を使う場合は、皮膚に触れないように細心の注意を払うこと。
- 部屋に入れられない理由、処理日、処理日数を書いた標識を表示すること。

燻蒸後の対応

- 燻蒸法による殺虫は時間が必要な作業である。決まった時間が経過するまで、燻蒸した部屋に誰も入れないこと。
- 燻蒸した部屋に入るときは、防毒マスクを着用して、扉や窓を開けてガス／蒸気を追い払うこと。
- 燻蒸剤の残存物やペレットは、シャベルですくい取ってポリエチレン容器に入れ、封をして安全な方法で廃棄すること。
- 検知管または測定器を使って、燻蒸した部屋の農薬濃度を測定し、安全を確認してから一般の人の入室を許可すること。

保護具

- 製品ラベルまたは材料に関する安全上の注意事項を確認するか、納入業者に聞くかして、必要な個人用保護具を用意すること。
- 使い捨て手袋を使った場合は、外したらすぐに処分すること。
- 燻蒸粉または燻蒸ペレットを扱うときに再利用可能な手袋を使った場合は、防毒マスクを着用したまま石鹼水で手袋を洗ってから外すこと。
- 保護具を手入れすること。使わない場合は、きれいにしてから清潔かつ安全な場所に一般の作業服とは離して保管すること。また、破損したらすぐに交換すること。

清掃と整備

- 農薬をこぼした場合は、シャベルですくい取ってラベルを貼った密閉容器に入れること。
- ほうきや圧搾空気を使って塵埃を取らないこと。
- 高濃度農薬の容器を再利用しないこと（廃棄に関しては、作業指針シート P104 を参照）。

教育と監督

- 作業者に扱う物質の危険性と個人用保護具の必要性を説明すること。
- 作業者に危険な症状とそれが発生した場合の連絡先を知らせること。
- 作業者に問題が発生した場合の対処方法を教えること。